

○排水設備工事は必ず指定工事店で！

宅内の排水設備を下水道へ接続するための排水設備工事は「吉野川市下水道排水設備指定工事店」でなければ行うことができません。関係法令の知識や、設計・施工に関する技術力、請負契約の誠実な履行など、一定の要件を満たしている工事店を吉野川市の指定工事店としております。排水設備工事を行うときは、必ず指定工事店に依頼してください。

◇指定工事店については市ホームページでご確認頂くか
市下水道課までお問い合わせください。



市下水道課 電話 0883-22-2258